

環境審第 17 号
令和 6 年 1 月 12 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県環境審議会水循環保全部会
部会長 蔵治 光一郎

流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方について（報告）

令和 5 年 6 月 2 日付け環水第 105 号による諮問を受け、静岡県環境審議会から当部会に対し付託されたこのことについて、審議した結果、別添「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方に関する報告書」のとおり結論を得たので報告します。

別添

流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方に関する報告書

静岡県環境審議会水循環保全部会

1 諮問内容

流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方

2 審議経過

回	日	審議項目
第1回	令和5年 8月 29日(火)	流域水循環計画の策定 計画の構成 策定流域の設定 計画の策定順
第2回	令和5年 12月 5日(火)	策定流域の設定 計画の策定順
第3回	令和6年 1月 12日(金)	計画の策定順 環境審議会への報告

3 審議内容

水循環保全部会では、最初に、流域水循環計画の策定について事務局から概要の説明を受けた後、計画の構成、策定流域の設定、計画の策定順について、それぞれ説明を受け審議を行った。

(1) 計画の構成

事務局から、現状と課題を整理し、流域ごとに理念や将来目指すべき姿を定めること、健全な水循環の維持又は回復に関する目標を定め、目標を達成するために実施する施策を記載すること、各施策は指標を使って評価することなどの説明があった。

これに対し、委員から、概ね事務局案に賛同するとの意見があった。

(2) 策定流域の設定

事務局から、一級河川や主要二級河川の水系を基本単位として、地下水や利水の状況、その他の各地域の課題を整理した結果、県内を8圏域に区分する案が示された。

これに対し、委員から、策定流域の設定については特段意見はなかったが、計画策定時には策定流域の外で水を利用している者の意見も考慮すべきであるとの意見があった。

(3) 計画の策定順

事務局から、圏域の現状を示す指標のうち全圏域に存在する指標を点数化し、その合計点に傾向や地域特有の課題を加味して緊急性の高さを評価する方法が示された。

これに対し、委員から、指標を増やし緊急度1位の指標の数が多い圏域を緊急性の高い圏域と評価する方法が良いとの意見があり、2つの方法について比較検討を行った。

また、個々の指標について、各委員から専門の知見に基づき、指標の選定や評価に関する多くの意見が出され、それらの意見を踏まえて整理した。

4 結論

計画の構成、策定流域の設定及び計画の策定順についての基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 計画の構成

流域水循環計画は、山間地域、農村地域、都市地域で個別に実施している施策を流域全体で共有し、流域が抱える課題に対し連携して取り組むことで、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた健全な水循環の維持、保全、回復を図ることを目標に策定し、流域の経済活性化、地域振興等に寄与するものである。このような流域水循環計画の趣旨を踏まえ、計画には、流域の現状と課題、理念や将来目指すべき姿を示し、それらを踏まえて健全な水循環の維持又は回復に関する目標を設定した上で、目標を達成するために実施する施策を定めることが適当である。また、計画策定後に水循環の現状や計画の進捗状況进行评估できるようにするため、健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標を設定することが適当である。

以上の考え方による計画の構成は、表「計画の構成」のとおりである。

表：計画の構成

1	現状と課題
2	理念や将来目指すべき姿
3	健全な水循環の維持又は回復に関する目標
4	目標を達成するために実施する施策
5	健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

(2) 策定流域の設定

流域水循環計画は、水循環（水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。）を対象とする計画であるから、相当程度に広い地域を対象とすることが望ましい。また、県が策定する計画であることを考慮すると、策定流域は、単独の河川流域を対象とするのではなく、一級河川や主要な二級河川の水系を中心とした複数の河川を包含する地域を基本単位とするのが妥当である。

その上で、流域水循環計画は、健全な水循環、すなわち「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」（静岡県水循環保全条例第2条第2項、水循環基本法第2条第2項）の保全、回復に関する施策の効果的な推進を図るために策定するものであるから、流域設定に当たっては、自然の状況だけでなく、人の活動による水の利用状況も考慮すべきである。具体的には、地下水の規制地域や農業用水等の利用範囲がこれに該当する。

以上の考え方により設定した策定流(圏)域は、図「策定流域」とおりである。

なお、菊川流域と大井川流域は、利水面でのつながりが強いことから一つの計画で施策を推進することが効果的であり、統合して一つの圏域とすることが妥当である。

図：策定流域

